

訪問看護【重要事項説明書】

訪問看護の提供開始にあたり、厚労省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	東京医科大学茨城医療センター
事業者の所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1
法人種別	学校法人
代表者名	柳田国夫
電話番号	029-887-1161

2. 事業所概要

事業所の名称	東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーション
指定事業所番号	茨城県知事指定 第0863890018
所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央3-21-1
電話番号	029-888-1711

3. 事業所の目的と運営方針

東京医科大学茨城医療センターが設置経営する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所が要支援または要介護と認定された利用者及び身体状況上必要と認められた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

4. 運営方針

本事業所において提供する訪問看護は介護保険法等の趣旨及び内容に沿ったものとする。利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。又、サービスの内容および提供方法について分かりやすく説明するとともに、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

5. 利用事業所の職員体制

利用事業所の従事者の職種と人数	員数	勤務の体制
管理者（看護師）	1名	常勤（兼務）1名
看護師	8名	常勤 7名以上

6. 営業日及び営業時間、定員数について

営業日	月曜日～金曜日	土曜日（第1、3、5）
営業時間	8:30～16:30	8:30～12:30

7. 利用料

介護保険法等に準じた料金及び自己負担金については利用料金表をご参照下さい。

8. 利用者相談・苦情窓口および事故発生時の対応方法

事業所名	東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーション
利用時間	平日 8:30～16:30
利用方法	電話 029-888-1711 FAX 029-888-1828
面接場所	東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーション
担当者	三上 淑子

- (1) 相談、苦情内容を記録する。
- (2) 東京医科大学茨城医療センターの定める組織図に基づいて苦情内容に対応する。
- (3) 担当者の市町村、居宅介護支援事業所へ苦情内容等を報告し調整する。

- 茨城県国民健康保険連合会 介護保険苦情係

連絡先 029-301-1565

- 阿見町役場 保健福祉部

連絡先 029-888-1111 (代表)

- 阿見町社会福祉協議会 阿見町地域包括支援センター

連絡先 029-887-8124

- 土浦市役所 保健福祉部

連絡先 029-826-1111 (代表)

- 美浦村役場 保健福祉部

連絡先 029-885-0340 (代表)

- 稲敷市役所 保健福祉部

連絡先 029-892-2000 (代表)

- 牛久市役所 高齢福祉課

連絡先 029-873-2111 (代表)

9. 緊急時の対応方法

主治医		電話番号	()
家族緊急連絡先		電話番号	()

- (1) 利用者の主治医または事業所の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (2) ご家族への連絡は、自宅または緊急連絡先へ行きます。
- (3) ご家族からの問い合わせは、事業所へお願いいたします。

10. 体制・利用料加算等について

- ・ 24時間連絡がとれ対応出来る体制を確保しております。
- ・ 訪問看護におけるターミナルケアを行った場合は加算されます。

- ・複数の看護師で訪問看護を行うこともあります。
- ・サービス提供体制強化加算のとれる事業所となっております。
- ・看護体制強化加算のとれる事業所となっております。
- ・市町村等より情報提供の求めがあった場合、情報を提供します。

上記の事項により、利用料の加算対象になる場合があります。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	東京医科大学茨城医療センター
センター長名	病院長 柳田 国夫
所在地	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1
電話番号	029-887-1161
入院設備	有り
緊急指定の有無	有り

12. 身分証携行義務

常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

13. 虐待防止について

利用者の虐待防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 秘密保持と個人情報保護について

- ・東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーションの看護師やその他の職員は、正当な理由がなくその事業上知りえた利用者、その家族等の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とし、秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有します。
- ・東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーション職員は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により確認させていただきます。

15. 暴言・暴力・ハラスメントについて

職員に対し、暴言・暴力・ハラスメント等が認められた場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

16. 非常災害時の対応について

地震・風雪水害等の自然災害発生、または警報など発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

17. 感染症対策について

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じます。

18. 教育機関としての役割

- 1) 医学生・看護学生・その他の実習生の臨床実習にご協力ください。
- 2) 研究・学会に情報を使用する場合があります。ご協力下さい。
お断りいただいても、不利益は生じません。

19. 保険証の記載内容に変更、ご入院になった際にはご連絡ください。

20. 訪問看護医療 DX 情報活用について

- 1) 医療の質や効率を向上させる取り組みとして、看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施します。
- 2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みます。